

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれんず（以下「当法人」という。）の理事，監事，評議員，評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員会委員（以下「役員等」という。）の役員等報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(役員等報酬)

第2条 役員等報酬は、役員等の勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 役員等報酬は、役員等が当法人の理事会，評議員会，又はその他の会議若しくは研修等に出席するときのほか，理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が当法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の役員等報酬の日額は，次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|------------------|---------|
| (1) 理 事 | 日額 | 5,000円 |
| (2) 監 事 | 日額 | 5,000円 |
| | ただし，会計監査については，日額 | 20,000円 |
| | 業務監査については，日額 | 10,000円 |
| (3) 評議員 | 日額 | 5,000円 |
| (4) 委員会委員 | 日額 | 5,000円 |

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは，その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は，職員の旅費に関する規程に準ずる。

(適用除外)

第4条 当法人の職員を兼務する役員等は，この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃しようとするときは，評議員会の同意を得て，理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程の委員会委員の報酬に関する事項は，定款の変更認可の日（平成28年12月14日）から施行する。
2. この規程の評議員の報酬に関する事項は，改正社会福祉法の施行日（平成29年4月1日）から施行する。